

コンプライアンスの基本認識

当社は、お客さまの信頼にお応えし続けていくという
経営の基本をより強固なものとしていくため、コンプライ

コンプライアンスに関する基本方針・規程

当社では、生命保険事業を通じて社会公共の福祉に貢献するという使命を果たすべく、経営の基本理念である「経営の要旨」ならびに住友生命グループ各社および役職員一人ひとりが実践していく指針を定めた「住友生命グループ行動憲章」に則り誠実に業務を遂行しています。

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成

コンプライアンスを重視した企業風土の醸成とその徹底を図るべく、コンプライアンスに関する基本的な考え方や個々の業務に関し特に留意すべき事項等をまとめた「コンプライアンス・マニュアル」および「保険募集コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全役職員への配付等により、徹底を

コンプライアンス推進体制

当社では、全社のコンプライアンスを推進するため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は、下部組織であるモニタリング連絡会議を通じて、個別課題等のモニタリング・分析状況等について報告を受け課題解決に向け審議しています。

また全社のコンプライアンスを統括する組織としてコンプライアンス統括部を設置しています。コンプライアンス統括部では、上記個別課題への取組みに加え、会社全体の法令等遵守状況を取締役会等へ報告し、業務運営に必要な指示を受けています。

このような取組みを機能させるため、本社各部門および各支社はコンプライアンス取組計画を策定し、年度計画を通じたコンプライアンス推進に努めています。また、各支社においては、支社コンプライアンス委員会を中心とした自律機能の発揮にも力を入れています。

当社では、このように経営主導の下、全社一丸となったコンプライアンスに対する取組みを行っています。

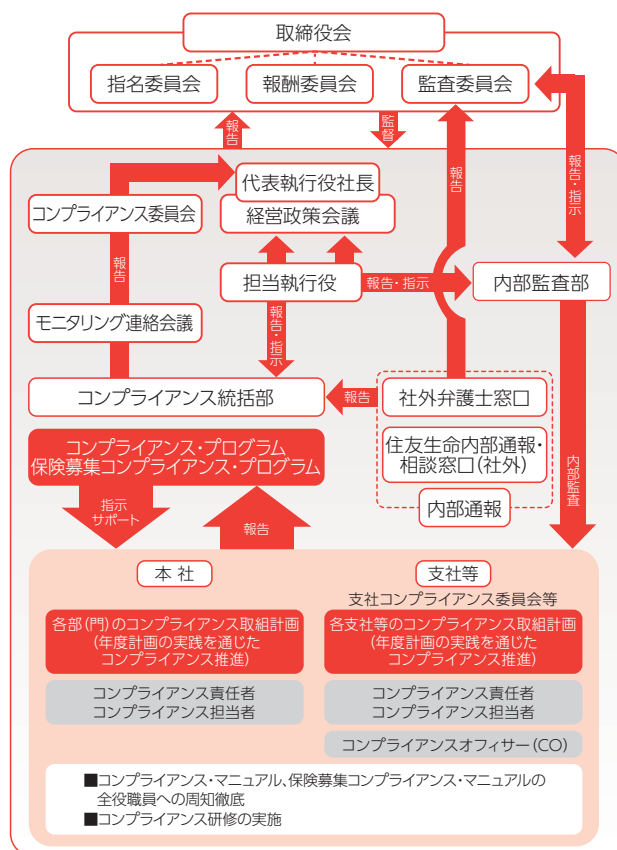
アンスを重要な経営課題と捉え、以下のコンプライアンス推進体制を構築しています。

さらに、コンプライアンスに関する基本方針を明確化するため、その推進に関する基本的事項を定めた「法令等遵守方針」および「保険募集管理方針」を制定し、これに基づきコンプライアンス推進体制を整備しています。

図っています。

コンプライアンスに関する研修を幅広く実施しているほか、社内LAN等を活用したコンプライアンス教育も定期的・継続的に行っています。

【当社のコンプライアンス推進体制】



※当社では法令・規定に違反する行為の早期発見と是正を図るため内部通報・相談窓口を設置していますが、平成28年4月からは更なる信頼性向上の観点から新たに社外弁護士窓口を設置しました。

＜勧誘方針＞

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、お客さまへ商品をお勧めするに際して配慮すべき事項をまとめた「勧誘方針」を策定し、全国の支社・支部等に掲示しているほか、当社ホームページにも掲載しています。

<http://www.sumitomolife.co.jp/promise/>

スミセイの勧誘方針

当社は、各種法令や社会のルールなどを遵守し、反社会的勢力への対応や未成年者を対象とする保険加入の適切性確保など、モラルリスクの排除に留意しつつ、次の方針に基づき、適正な勧誘を行います。

1. 重要事項の説明とコンサルティング

お客さまに商品内容を正しくご理解いただくために「契約概要」、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり・一定款・約款」などにより、重要事項について正確で分かりやすい説明を行い、「意向確認書面」などを用いて、お客さまのご意向に沿った商品をお客さまと一緒に考え、ご提案いたします。

特に、市場リスクのある商品のご提案に際しては、お客さまの年齢・知識・投資経験・財産の状況および契約締結目的などに十分配慮して、各種リスク、手数料などを説明いたします。

2. 訪問などでの心がけ

お客さまへの訪問・連絡などに際しては、時間帯・場所・方法などに関し、お客さまのご都合に十分に配慮いたします。

3. 教育・研鑽

お客さまからの様々なご要望・ご相談に適切にお応えできるよう、専門知識はもとより、法令に関する知識やマナーなどを向上させていきます。

4. お客さま情報の保護

お客さまに関する情報につきましては、法令や社内規定などに則り、安全・適切に管理するための措置を講じます。

5. お客さまの声への対応

お客さまからのお問合せなどには、迅速・適切・丁寧に対応いたします。また、お客さまからお寄せいただいたご意見・ご要望は真摯に受け止め、お客さまの声を大切にする会社を目指してまいります。

反社会的勢力への対応

反社会的勢力に対する基本方針

当社では、「住友生命グループ行動憲章」、「内部統制基本方針」および「反社会的勢力対応方針」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して断固たる態度で組織的に対応し、同勢力との関係を遮断し排除する

こと」を反社会的勢力対応の基本方針として定めています。また、その細目として「反社会的勢力対策規程」を制定しています。

反社会的勢力への対応

当社では、「反社会的勢力対応方針」において、総務部を反社会的勢力対応の全社的な統括部門と定め、具体策の策定・実行、役職員への教育・啓発等を行っています。また、総務部が反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し、その情報を活用して、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携のうえ、同勢力との関係遮断

および排除に取り組んでいます。

反社会的勢力から不当要求など何らかの接触があった場合には、統括部門である総務部に迅速かつ適切に報告・相談が行われ、また、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行っています。